

5月は消費者月間です!

<消費者月間 統一テーマ>

デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

社会のデジタル化が進むことによって、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能となったことに伴い、SNSなどによる情報収集・発信やオンライン消費の普及等、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。

一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、様々な情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラル等を身に付けることが必要です。

消費者が、行政や事業者等から得た情報を使って、自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄え、活用していくことで、トラブルを避けながら、デジタル社会の恩恵を享受し、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができます。

そこで、それぞれの消費者が消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるよう、令和5年度の消費者月間においては、「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」を統一テーマとして掲げます。

※「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。



置賜総合支庁1階ロビーでは、

5月1日（月）～5月12日（金）の期間中に

悪質商法やクーリング・オフ制度に関する

パネルの展示を行いますので、ぜひご覧ください。

「簡単に儲かる」副業サイトの甘い言葉に注意！！

【相談事例】インターネットで、「チャットで相談にのるだけ」とのアルバイトを見つけて副業サイトに登録し、保険証と学生証の写真を送った。相手の男性から相談の報酬以外20万円を贈ると言われ、個人情報交換のために有料の手続きが必要になった。5千円、1万円、3万円、5万円をクレジットカードとプリペイド型電子マネーでサイトに支払い、「これで最後だ」と言われた。しかし手続きがうまくいかなかったとして、さらに7万円を請求され、騙されたと感じた。

インターネットで「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、「相談にのるだけで報酬がもらえる」などとうたって**手続き費用等として高額なお金を請求する**サイトが紛れている場合があります。

登録時は無料であっても、登録後にメッセージの送受信のためのポイントを購入する必要があったり、**お金の受け取るための手続き費用等さまざまな名目で高額な請求を受け、支払いを続けても一向にお金を受け取ることができずトラブルになっています。**安易に登録しないようにしましょう。






お困り際にはお近くの消費生活センター等
(消費者ホットライン188) や各地の弁護士会等へ相談しましょう

山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、地域の消費者被害などの情報を消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。「消費生活や消費者問題に関心のある方」で、「満18歳以上で県内で活動できる方」であれば、どなたでも応募できます。

活動例

-  地区の回覧板などに毎月のセンターニュースを回覧する
-  地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットを配布する
-  一人暮らしの高齢者などへの「声かけ」や「見守り」をするなど、それぞれの知識や経験に合わせて自分にできる活動をお願いしています。

応募待ってる
ケロ!



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

お問い合わせ：山形県消費生活センター 電話番号 023-630-3237

5月・6月の消費生活法律相談

5月11日(木) 13:30~15:30

6月8日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072